# 第15回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成27年12月3日(木)8時45~9時30分

場所:特別応接室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員9名の出席

(市長、太田副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、特命統括監、こども部長、福祉保健部長、環境部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
南吹田地域における地下水汚染拡散防止対策の実施 について	環境部地域環境室環境保全課

### ○審議内容と結果

## 【案件概要】

南吹田地域の地下水汚染北東部の観測井戸No.11は周辺の観測井戸よりも地下水位が低く、汚染が到達した場合は第二帯水層以深に汚染が落ち込むことが推察されます。今般、都市計画道路南吹田駅前線の工事に伴い代替え井戸、新No.11を設置して調査したところ、汚染物質の一つである塩化ビニルモノマーが環境基準値を超過して検出されました。新No.11はNo.11同様、地下水位が低いため、鉛直方向への汚染拡散のおそれが生じています。学識経験者の意見も踏まえ、早急に高濃度汚染域で汚染地下水を汲み上げ、汚染拡散防止対策及び汚染レベルの低減を行います。

#### 【所管部の考え方】

水平方向に加え鉛直方向にも汚染拡散が推察されることから、早急に汚染拡散防止対策を実施する必要があります

汚染拡散防止対策については、市は南吹田の企業と企業の具体的な協力内容を含む合意書を締結し、企業の協力 を得て対策を実施する予定ですが、仮に企業と合意に至らなかった場合は、市が単独で汚染拡散防止対策を実施 することとし、訴訟も含め今後の対応を検討していきます。

# 【審議事項】

- 1 南吹田地域の企業と具体的な協力内容を含む合意書を締結し、企業の協力を得て汚染拡散防止対策を実施すること
- 2 合意書の締結に至らなかった場合、市が単独で汚染拡散防止対策を実施したうえで、訴訟も含めた今後の対応を検討すること

# 【審議結果】

環境部環境保全課より、資料に基づき審議事項の内容について説明があり、その後質疑応答を行った。

- 質問…なぜこの時期に政策会議をし、方向性を決定するのか。
- 答え…汚染の広がりが確認される中、12月定例会にNo.11周辺の汚染拡散防止対策に関する補正予算を 提案するが、それにあたって、高濃度汚染地域について抜本的な汚染拡散防止対策についての 今後の市の方針を明確にする必要があるため。
- 質問…南吹田地域の企業との具体的な協力内容についての合意書が締結に至らなかったら、市単独で 汚染拡散防止対策を実施したうえで、訴訟するなかで汚染原因者の特定を図ることになるのか。 答え…そのとおり。
- 質問…市が地下水汚染の対策を実施しなければならない理由は何か。
- 答え…水道水源への汚染到達の防止、地域住民の不安解消、まちづくりへの影響の低減がある。

まとめ…本案件については承認された。手続きを進めることとする。